第２次伊勢原市生涯学習推進指針

伊勢原市・伊勢原市教育委員会

目　次

１　第２次伊勢原市生涯学習推進指針の基本的事項 ---------- ２
（１）　伊勢原市生涯学習推進指針改定の趣旨 ---------- ２
（２）　指針の位置づけ ---------- ２
（３）　指針の目的 ---------- ３
（４）　生涯学習とは ---------- ４
（５）　関係する主な法改正等の経過 ---------- ５
（６）　国の動向 ---------- ６

２　伊勢原市の生涯学習の現状と課題 ---------- ７
（１）　伊勢原市の生涯学習推進の経過 ---------- ７
（２）　社会を取り巻く環境の変化 ---------- ８
（３）　市民意識の状況（令和元年市民意識調査の結果） ---------- ８
（４）　社会教育委員会議における点検評価の経過 ---------- ９
（５）　伊勢原市の生涯学習推進における現状と課題 ---------- ９

３　生涯学習を推進するための基本方針 ---------- １１
（１）　指針の体系 ---------- １１
（２）　持続可能な開発目標（SDGｓ）に向けた取組の推進 ---------- １２
（３）　施策の概要 ---------- １３
基本目標１　総合的な生涯学習の推進 ---------- １３
基本目標２　支援体制の整備 ---------- １５
基本目標３　学習機会の充実 ---------- １６
基本目標４　施設の充実と整備 ---------- １９

４　指針の推進体制 ---------- ２１

５　指針策定の経過 ---------- ２２

１　第２次伊勢原市生涯学習推進指針の基本的事項

（１）　伊勢原市生涯学習推進指針改定の趣旨

伊勢原市及び伊勢原市教育委員会は、平成２５（2013）年４月に「伊勢原市生涯学習推進指針」を策定しました。この指針は、学校や家庭と地域社会が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや時代の要請に基づき市民の学習機会や場を整備し、生涯学習推進の方向性や道筋を示し、豊かな生涯学習社会の実現を目指すための指針として策定したものです。

策定から１０年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展と人生１００年時代の到来を見据えた生涯学習社会の充実が求められるなど、法改正や生涯学習を取り巻く環境が変化してきました。

こうした状況を踏まえ、課題に取り組む方向性を「学びと活動の循環による生涯学習社会の構築」とした現行指針の推進の在り方を継承しつつ、多様化し複雑化する課題や社会変化への対応など、より状況に即した指針とするために改定を行うものです。

（２）指針の位置づけ

本指針は、伊勢原市の総合計画及び教育振興基本計画をはじめ、関連する他の計画との整合性を図りながら、令和５年度からの生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示したものです。

【関連計画との関係性】

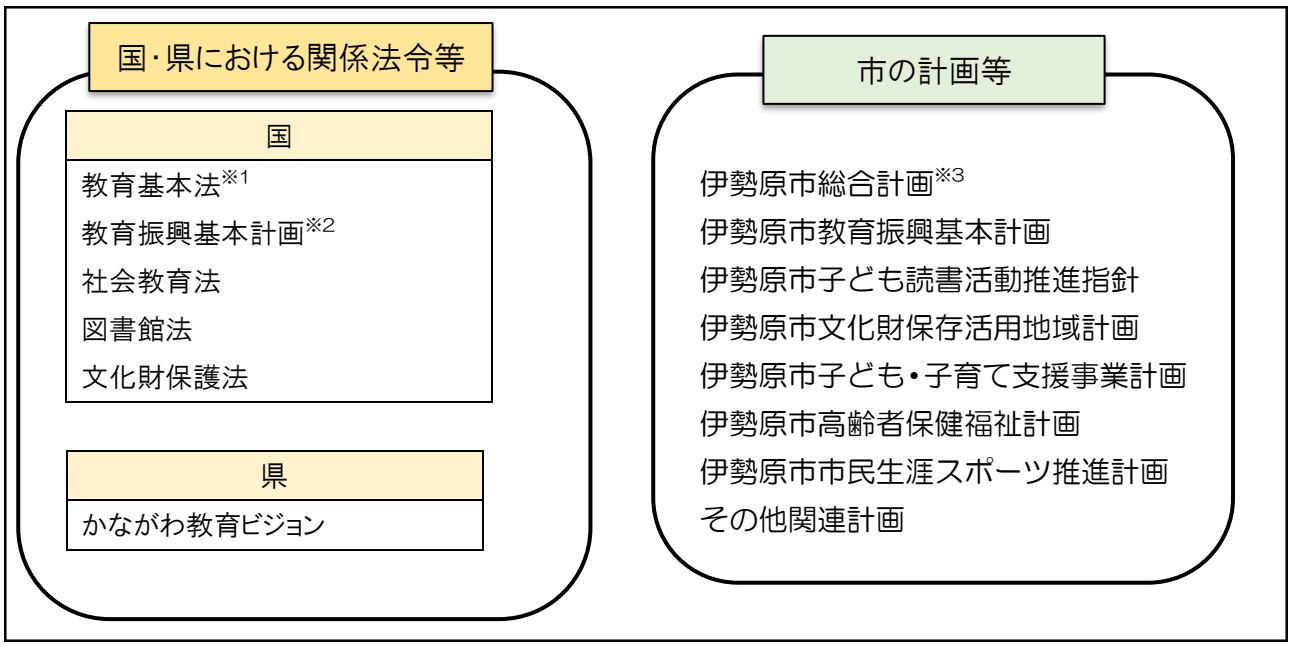

※１　教育基本法･･･教育の基本法として、全ての教育推進の原点となるもの。平成１８年に改正され、新たに「生涯学習の理念」が規定された。

※２　教育振興基本計画･･･教育基本法が平成 18 年に改正されたことにより、各自治体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとなった。伊勢原市は、平成２２年度～平成２９年度の教育ビジョンにより、前期基本計画を平成２２年度～平成２４年度とし、後期基本計画を平成２５年度～平成２９年度の５年間の教育振興施策として策定している。

※３　伊勢原市総合計画･･･伊勢原市が進むべきまちづくりの姿を示し、伊勢原市の事業推進の柱となるもの。

（３）指針の目的

市民一人ひとりが自己及び地域の豊かな未来を築くためには、市が市民の学習意欲を支え、学習のための環境を整備することにより、学習による自己実現を支えるとともに、社会の要請に基づき、学びの成果を地域づくりに活かせるようにすることも求められています。

学校、家庭、地域社会が連携し、地域の課題や目標の共有化を通じて、心豊かで安心できる生涯学習社会の実現に向けた取組を推進するため、取組の方向性及び考え方を指針として定めるものです。

（４）生涯学習とは

教育基本法では、「生涯学習の理念」について、次のように定めています。

第３条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

これは、すべての国民の学習する権利が生涯にわたって保障される社会が実現されなければならないということを意味しています。一人一人が、生涯にわたって、自由な学習を通じて発達し、豊かな人生を送る主体者となるということが、生涯学習の考え方であり、読書や映画、旅行、スポーツ活動など、生活のあらゆる活動において生涯学習は実践されています。

社会教育と生涯学習の関係

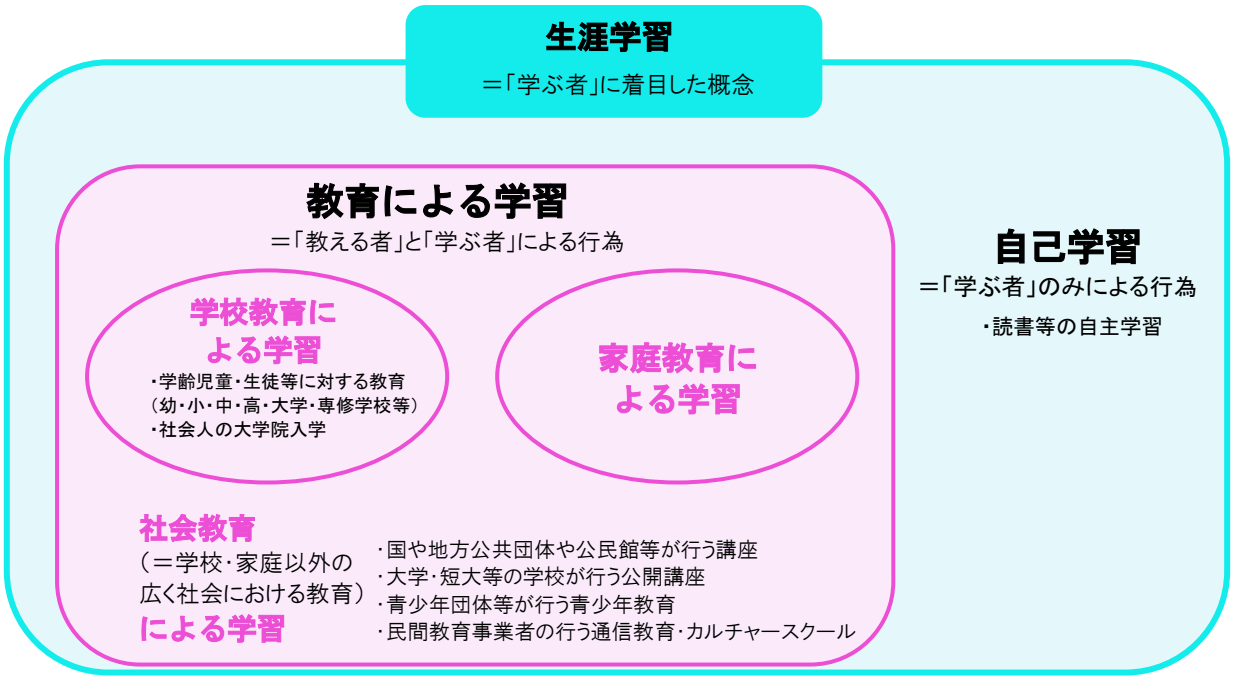

［出典］「平成 23 年 11 月:中央教育審議会生涯学習分科会（第 60 回）」資料

生涯学習は、社会教育や学校教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法第２条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。（中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域作りに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成 30 年 12 月 21 日）」より

（５）　関係する主な法改正等の経過

施行年	名称	主な内容
１９７１年（昭和４６年）	社会教育審議会答申	生涯学習の考え方
１９８１年（昭和５６年）	中央教育審議会	生涯学習を踏まえた学校の再編を指摘
１９８８年（昭和６３年）	文部省機構改革	生涯学習局が設置され、省内筆頭局に位置づけられる
１９９０年（平成２年）	生涯学習振興法の制定	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
１９９２年（平成４年）	生涯学習審議会の提言	生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」社会と定義し、その実現のために取り組むべき課題と振興策を提言
１９９６年（平成８年）	生涯学習審議会答申	地域における生涯学習機会充実方策について
１９９８年（平成１０年）	中央教育審議会答申	地域の様々な教育機能の強調・融合を促進するとともに、学校を拠点とした地域コミュニテイ育成の必要性を指摘
２００６年（平成１８年）	教育基本法の改正	生涯学習の理念を規定
２００８年（平成２０年）	社会教育法の改正	社会教育と学校教育の連携、家庭教育の充実
２０１３年（平成２５年）	中央教育審議会	今後の「社会教育行政等の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、議論を整理
２０１５年（平成２７年）	中央教育審議会答申	新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
２０１７年（平成２９年）	社会教育法の改正	「地域学校協働活動」の推進について規定
２０１８年（平成３０年）	中央教育審議会答申	人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について
２０２０年（令和２年）	社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の施行	「講習修了証書授与者が「社会教育士」※4と称することができる」と規定
２０２０年（令和２年）	中央教育審議会	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ICTなどの新しい技術を活用した学び等、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることのできる包摂的な社会を目指す生涯学習や社会教育の在り方について、議論を整理

※４ 社会教育士･･･教育委員会事務局や教育委員会所管の社会教育施設で活動するのみならず、行政の他の部署やNPO、民間企業等にも所属して、地域社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

（６）　国の動向

平成１８年に教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「社会教育」、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」等の規定が盛り込まれ、充実が図られました。

この法改正を踏まえ、平成２０年の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習の振興、社会教育の重要性が位置づけられました。

今後の生涯学習の振興方策についてでは、個人の要望や社会の要請から一人一人の生涯を通じた学習の支援により、その学習成果を活用し、社会全体の教育力の向上につなげ、新たな学習の需要が起こる「知の循環型社会の構築」が必要であるとされています。

平成２５年に策定された「第２期教育振興基本計画」では、今後の社会の方向性として、「自立」一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会、「協働」個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会、「創造」自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会とし、この３つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築するとされました。

平成３０年に策定された「第３期教育振興基本計画」の基本的な方針「生涯学び，活躍できる環境を整える」では、人生１００年時代を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、障がい者の生涯学習の推進が目標とされています。

令和４年の中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、人生１００年時代・VUCA※5 の時代においては、生涯学習（職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの）と社会教育（学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの）のこうした従来の役割に加えて新しい役割が重要としています。その役割とは、ウェルビーイング※6 の実現、社会的包摂※7 の実現、デジタル社会に対応、地域コミュニティの基盤とされています。

今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成、活躍機会の拡充、地域と学校の連携・協働の推進、リカレント教育※7 の推進、多様な障害に対応した生涯学習の推進を掲げています。

※5 VUCA･･･Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

※6 ウェルビーイング･･･個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ（hapiness）」とは異なり、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的に良い状態であることまでを含む包括的な概念として用いる。

※7 社会的包摂･･･国民一人ひとりが社会に参加し、潜在能力を発揮できる環境整備が不可欠であり、そのための社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応のこと。

※8 リカレント教育…学校教育から離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

２　伊勢原市の生涯学習の現状と課題

（１）　伊勢原市の生涯学習推進の経過

昭和５９年に初めて教育委員会事業として、「生涯学習の推進[※9]」が規定されました。

平成元年度から３年間、文部省による「生涯学習モデル市町村」の指定を受け、生涯学習推進議会を設置し、市民大学、大学開放講座（パソコン講座）、生涯学習講演会など、社会教育課を主管とする事業の推進を図りました。

平成９年度から平成１６年度まで、「生涯学習ボランティアリーダー養成講座」により、生涯学習ボランティア協会の基礎をつくりました。

平成２２年度から「生涯学習サポート事業」として、生涯学習ボランティア養成講座を実施しました。

平成２５年度、２６年度に課題や困難を抱える家庭や、不登校等の問題に対応するため、関係機関が連携し、地域の多様な人材や、ソーシャルワーカー等の専門家を活用したアウトリーチ（訪問）型の支援により問題の解決を図ることを目的とした、地域人材家庭教育支援事業として文部科学省の委託事業を行いました。

社会教育施設としての市立公民館については、昭和５２年に伊勢原公民館を旧市庁舎に移転開館したことを転機に、地域の要望を踏まえ、ほぼ毎年小学校区ごとに開設しました。

平成３年には、中央公民館を開設し、市内７公民館が社会教育事業の拠点、地域住民の学習活動拠点等として利用されています。

平成 31 年 4 月に大田公民館と市民活動（地域コミュニティ）の拠点である大田ふれあいセンターを機能統合し、旧大田ふれあいセンターの建物を大田公民館としました。

平成３０年９月に関係条例が可決されたことを受け、令和元年７月から公民館の有料化を開始しました。

図書館・子ども科学館は昭和 63 年に開設し、図書館機能は、「知の拠点」として幅広い世代に利用され、子ども科学館機能は、科学に関する知識の普及と啓発を図り、創造性豊かな青少年の育成に寄与するための施設として利用されています。

スポーツ施設は、平成 29 年 4 月にスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）を教育委員会から市長部局に移管し、競技スポーツやスポーツレクリエーションなど生涯学習スポーツの持つ多面的な役割をより効果的にする施策を展開するとともに、有料公園スポーツ施設の管理業務をスポーツ課に移管することで、有料スポーツ施設の窓口を一本化し、既存の運動・スポーツ施設の整備や充実に関する施策を展開することとしました。

（２）　社会を取り巻く環境の変化

少子高齢社会の進行に伴う家族と地域の変容、高度情報化の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変容、グローバル化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化、国民意識の変化など大きな社会変動が続く中、生涯学習に携わる地域住民などが地域の担い手となる人材の育成に関わるなど学校と家庭や地域との連携が求められています。

さらに令和２年から流行した感染症により、社会生活は、大きな転換期を迎えています。

（３）　市民意識の状況（令和元年市民意識調査の結果）

令和元年１０月～１１月に実施した伊勢原市第５次総合計画後期基本計画に対する市民の満足度調査において、「市民意識調査」の結果報告書では、市民の満足度が高い項目として、「安心できる地域医療体制の充実」や「歴史・文化遺産の活用と継承」が上位を占めました。また、満足度の低い項目または今後の重要度が低い項目として、「交流がひろがる拠点の形成」、「市民協働と地域コミュニティの活性化」、「学習成果を生かせる生涯学習の推進」などがありました。

伊勢原市の生涯学習に関係する「学習成果を生かせる生涯学習の推進」の項目のみで見ると、重要度・満足度ともに高い状況になっていますが、伊勢原市第５次総合計画後期基本計画の 40 本の施策における平均値と比較すると、重要度は低く、満足は高い結果となりました。今後の豊かで安心できるまちづくり、地域社会をイメージしたときには、市民がお互いに協力し合い、支援し合える「市民協働」や「市民参加」は不可欠の要素であり、市民の関心、意識を高めるための取組や生涯学習の重要度を高めるための取組が求められています。

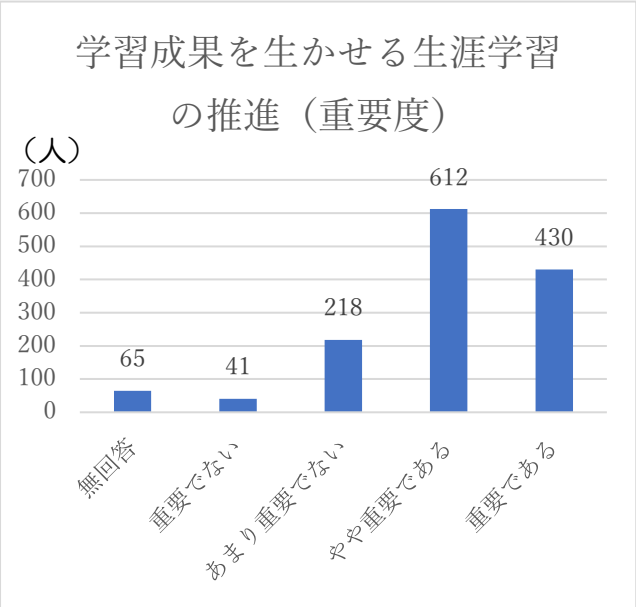

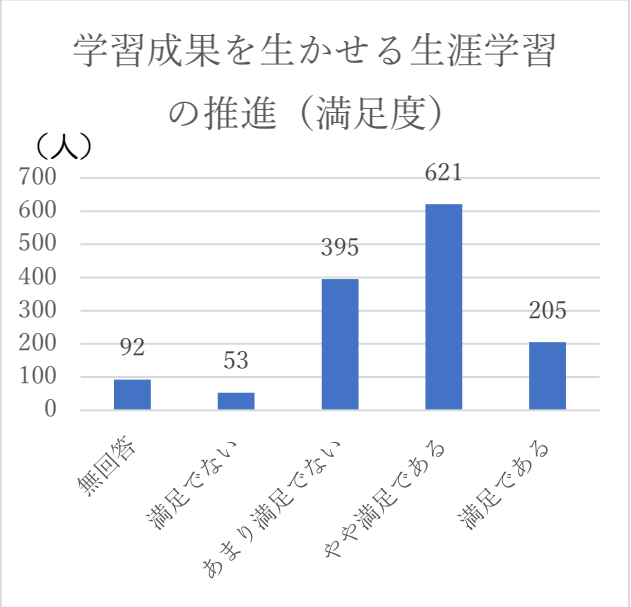

※９ 生涯学習の推進…市民の生涯にわたって学習する機会と場所を提供し、個人の自発的な意志に基づく学習環境を整備し、自己の実現と学習の成果を地域に還元する豊かで安心した社会を目指すための事業を推進するもの。

（４）　社会教育委員会議における点検評価の経過

伊勢原市生涯学習推進指針では、指針の実現に向けて、教育振興基本計画における計画の達成度や教育委員会点検評価による点検評価を確認し、各種計画における実績等を資料として、社会教育委員会議で事業施策の進行状況を点検評価することとしているため、次のとおり社会教育委員による点検評価を行いました。

令和元年９月　　事務研究会で点検評価会議の趣旨、作業方法等を説明
令和２年１月　　社会教育委員による点検・評価会議を実施
令和２年１１月　事務研究会で各意見等の確認、全体のまとめ
令和３年３月　　社会教育委員会議※10で点検評価の内容を協議
令和３年４月　　教育委員会議４月定例会で報告

（５）　伊勢原市の生涯学習推進における現状と課題

生涯学習の推進・社会教育の振興※11に関しては、国、県の動向に注目しながら、伊勢原市においても積極的に取組が行われてきました。

また平成２５年４月には、学校と家庭と地域が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや、市民の学習機会や場所を整備するため、本指針を策定しました。

さらに、令和元年度から２年度にかけて、社会教育委員により、本指針における事業施策の推進状況の点検評価を行い、取り組むべき課題としては、５つの項目ごとに、次のようなことが課題として提起されました。

１　総合的な生涯学習の推進

- 市民の生活スタイルとともに価値観も多様化している現在では、生涯学習を推進するにあたり、生涯にわたり資質を向上するという共通した目標はあるものの、個々の希望に沿った公民館講座等を実施するのは難しい。
- 多様化する市民ニーズに応えながら生涯学習を進めていくためには、教育委員会に社会教育主事※12を配置し、専門的な立場から事業の進め方等に助言や指導をする環境づくりが必要。

２　支援体制の整備

- 市ホームページでは、社会教育に関する内容やコンテンツを充実させ、さらに活用していくことが必要。
- 各公民館の活動については、講座の実施状況を振り返り、検証すること。また、ロケーションの特性を生かして、特徴ある講座を展開していくことが重要。

※10 社会教育委員会議…市教育委員会が行う社会教育行政に関する審議・諮問機関で、学校教育や社会教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う者や学識経験者の中から教育委員会が委嘱し、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。伊勢原市は、１３名以内の委員で構成している。
※11 社会教育の振興…児童から高齢者まで、全ての市民を対象に実施される教育活動行政においては社会教育課、文化財担当、スポーツ課、図書館・子ども科学館、青少年課などにおいて、様々な事業を実施している。
※12 社会教育主事…都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。

３　学習機会の充実

・学習機会の充実は、すでに学習機会を得ている住民の学習をより豊かなものにしながら、学習機会を得ることのできる住民が固定化されることなく、学習機会の裾野を広げることが重要。

４　施設の充実と整備

・生涯学習機能の強化を目指す中央公民館と地域コミュニティ機能の強化を目指す地区公民館の役割を再確認し、それぞれの機能をさらに活かしていくことが課題。

５　指標の設定と評価

・市民の誰もが、社会教育・生涯学習事業に気軽に参加し、豊かな生活を築き、生涯にわたり学習に対して主体的に取り組めるようにすることが必要。

・指標の設定には、「学習のステップづくりはできているか」、「学習の成果を生かす機会はあるか」、「主催者として工夫できたか」、「参加者が喜んでいるか」、「長期的な視点に立った社会教育施設の整備」に着目すること。

３　生涯学習を推進するための基本方針

（１）　指針の体系

基本目標	施策	
１　総合的な生涯学習の推進	(1)	生涯学習・社会教育推進体制の充実
	(2)	市民協働の支援・活性化
２　支援体制の整備	(1)	学校と地域の連携・協働の推進
	(2)	社会教育関係団体等との連携・協働
	(3)	生涯学習ネットワークの整備
	(4)	生涯学習推進事業の再構築
３　学習機会の充実	(1)	親子が元気になる家庭教育と子育て支援
	(2)	公民館や図書館・子ども科学館における生涯学習の推進
	(3)	多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実
	(4)	お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供
	(5)	歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用
	(6)	文化芸術・スポーツ活動の推進
４　施設の充実と整備	(1)	市立公民館の計画的な施設改修と利用促進
	(2)	コミュニティセンター等の活用
	(3)	図書館・子ども科学館の計画的な施設改修と利用促進
	(4)	既存のスポーツ施設の整備・充実

（２）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）に向けた取組の推進

平成 27（2015）年９月の国連サミットにおいて、令和 12（2030）年までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

この考え方に沿い、生涯学習の推進にあたっては、すべての人々に、誰もが受けられる公平で、質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが求められています。

この 17 の目標及び本指針に対応する SDGｓを「（３）施策の概要」に掲載しました。

出典：国際連合広報センターWEB サイト

（３）　施策の概要

基本目標１　総合的な生涯学習の推進

(1)生涯学習・社会教育推進体制の充実

継続的な社会教育主事の育成（社会教育主事講習への派遣）と市民が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学ぶことができるよう、生涯学習情報の提供や、学習者のための相談体制の充実に努めます。

【主な事業・取組】
・計画的な社会教育主事及び社会教育士の養成と配置

⑵市民協働の支援・活性化

伊勢原市の地域における様々な問題や課題の解決、情報の共有を図ることで、地域活動の振興や地域リーダーとしての自立を支援します。

生涯学習や各種活動を始めたいと望む市民等に対し、わかりやすく必要な活動団体に関する情報を提供するため、市内全公民館で活動するサークル等の情報や活動内容等を体系的に整理し、ホームページ等を活用しながら広く情報提供します。

【主な事業・取組】
・市民協働事業（市民大学講座）
・公民館利用サークル一覧の提供

対応する SDGs

基本目標２　支援体制の整備

⑴学校と地域の連携・協働の推進

地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を推進するとともに、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等の人材育成を図り、学校運営協議会※13との一体的活動の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行の推進に向けて検討します。

【主な事業・取組】
・地域学校協働活動推進事業
・地域部活動推進事業

⑵社会教育関係団体等との連携・協働

家庭教育や文化芸術活動を推進するために、地域社会で活動する社会教育関係団体等との連携・協働を図ります。

【主な事業・取組】
・社会教育関係団体への補助金交付による活動の支援
・PTA 活動との連携

⑶生涯学習ネットワークの整備

幼児から高齢者までの幅広い世代に対する生涯学習の機会を提供するため、大学や企業、市民団体等と連携を図り各種講座の充実に努めます。

また、自主的な生涯学習を支援するため、学習成果を生かせる仕組みづくりを行うとともに、生涯学習を推進する担い手を養成します。

【主な事業・取組】
・大学連携事業（東海大学、東京農業大学等）
・市民大学講座

⑷生涯学習推進事業の再構築

様々なライフスタイルや価値観の変化など、市民を取り巻く社会状況は急速に変化し、高齢者や若者をはじめ地域で孤立する人が多くなり、地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中、学習を通じて学ぶもの同士が交流できるような機会提供、情報提供を行います。

また、少子高齢化が進む中、高齢者が培ってきた知識・経験を若者・子どもたちが継承し、周囲の温かいまなざしの中で社会性・協調性を身に付けたり、高齢者が生きがいを持ち心豊かな生活を送ったりすることができるよう、世代間交流の活性化を図ります。

そのために、市ホームページをさらに活用するとともに、SNS を活用した即時的な情報提供を行います。また、多様化する学習要求に対応するために、グループやサークルなど市民の協力を得ながら、多様な学習機会の展開と各種講座の実施を再構築します。

※13 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）･･･学校に設置する附属機関で保護者や地域住民等の代表を委員に任命し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するなど、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度。

【主な事業・取組】
・公民館講座等の点検、見直し、推進

対応する SDGs

基本目標３　学習機会の充実

⑴親子が元気になる家庭教育と子育て支援

子育ての悩みを共有できるような仲間づくりの場や、子育てに関する知識についての学習機会の場を提供します。

各公民館において、家庭での教育力の向上や保護者の心身のリフレッシュができる場を提供するため、乳幼児とその保護者を対象に、各種講座を開催します。

子どもたちが、日本の伝統文化にふれることができるよう、様々な伝統文化を体験する事業を市民とともに実施します。

【主な事業・取組】
- 家庭教育講演会
- 幼児家庭教育学級
- 伝統文化親子教室
- 保育ボランティアの派遣

⑵公民館や図書館・子ども科学館における生涯学習の推進

それぞれのライフステージをいきいきと生きるために、様々な学習機会の場を提供します。

地域の活動団体や地域関連団体等の活動及び交流を促進するため、各地域に根ざす公民館において、地域の特色や課題、市民ニーズを踏まえた各種学級や講座を開催します。

図書館を活用した市民の生涯学習を推進するため、市民に対して読書活動を普及・啓発する講座の開催やボランティア育成を実施します。

子どもたちが読書をとおして心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策を推進します。

子どもたちに理科の楽しさを知ってもらうための工作・実験教室、サイエンスショー等を実施し、理科教育を支援します。

【主な事業・取組】
- 公民館講座
- 子ども読書活動推進指針に基づく事業の推進
- 工作・実験教室、サイエンスショー

⑶多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実

リモートで行われる事業の開催や、動画配信を取り入れた講座の実施など、ICT を活用し、市民のニーズに応じた事業展開に努めます。

その一方で、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、オンラインによる行政手続などスマートフォンの利用方法に関する講習会を定期的に開催していきます。

図書館では、来館が困難な利用者への図書館コンテンツサービスの充実と、「新しい生活様式」に対応した読書推進を図るため、電子図書館コンテンツの充実を図ります。

【主な事業・取組】
・オンライン講座
・スマホ教室
・いせはら電子図書館

⑷お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供

人権意識を高め、人権を尊重する地域社会づくりのために、人権についての学習機会の提供を行います。

誰もが障がいの有無にかかわらず学び続けることができるよう、障がい者の生涯学習支援に係る事業等の充実や情報収集、提供、体制づくりを検討します。

【主な事業・取組】
・人権セミナー
・人権子ども映画会
・障がい者の生涯学習

⑸歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用

幅広い年齢層に向けて、地域の文化財への理解を深める公開、体験的事業等の積極的な活用の推進や効果的な情報発信によるシティプロモーションを図ります。そのために、市域の文化財の計画的な調査や伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録等により、文化財の適切な保存を図ります。

文化財の調査・保存・活用に携わる人材・団体の育成、増員、活動の支援を行います。

また、文化財の公開施設については、伊勢原市文化財保存活用地域計画にも記してあるように、その必要性を認識した上で、長期的な課題として検討を続けていくこととします。さらに文化財の保存と活用を図る環境を整備するため、既存施設の有効活用を進めるとともに、老朽化が進んでいる文化財保存室の収蔵・資料整理機能を旧堀江邸に移転し、適切な保存環境の確保に努めます。

【主な事業・取組】
・考古資料展
・文化財ウォーク・史跡めぐり
・歴史解説アドバイザーの養成

⑹文化芸術・スポーツ活動の推進

市民の学習成果の発表や優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供し、文化芸術の普及と発展を図るため、展示会や文化祭等を開催します。

各種スポーツ競技大会の開催や指導者の養成等を行い、市民を中心に多くの人が運動、スポーツに親しむ機会を提供します。

【主な事業・取組】
・市民文化祭
・市民音楽会
・美術協会展
・いせはら市展
・市総合体育大会
・市選手権大会
・地区学区体育祭
・すこやか少年少女スポーツフェスティバル
・伊勢原３大ロードレース

対応する SDGs

基本目標４　施設の充実と整備

⑴市立公民館の計画的な施設改修と利用促進

公民館施設個別施設計画に基づく公民館の施設改修に努め、安全・快適な教育環境づくりを進めます。

市民の多様なニーズに応じた良好な学びの場の提供に努めます。

【主な事業・取組】

・伊勢原市公民館施設個別施設計画に基づく事業の推進

⑵コミュニティセンター等の活用

市民活動と生涯学習の連携は、住みよい環境づくりをめざす視点を持ちながら、主体的な学びによって地域課題をより効果的に解決することにつながります。市民活動の拠点としての機能を持つコミュニティセンター等類似施設※14 を活用しながら、市民活動と生涯学習の連携を進めるため、必要に応じて生涯学習の場としての利用を検討します。

【主な事業・取組】

・貸館事業

・地域ネットワークの連携・強化

⑶図書館・子ども科学館の計画的な施設改修と利用促進

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく図書館・子ども科学館の施設改修に努めます。図書資料の適正な整備（受入れ・除籍・配架等）を行うとともに、魅力ある書架づくりに努めます。

時代の変化や市民のニーズを踏まえ、博物館機能を有している子ども科学館のあり方について検討します。

【主な事業・取組】

・伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく事業の推進

⑷既存のスポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設の老朽化に対し、施設配置の適正化、民間活力のさらなる活用、大学との連携強化等による持続可能なスポーツ環境の実現を図り、また、使用料支払のキャッシュレス化等、利便性の向上に取り組みます。

【主な事業・取組】

・公共施設等総合管理計画や（仮称）公共施設再配置プランに基づいたスポーツ施設の計画的な改修・修繕と管理運営

※14 コミュニティセンター等類似施設について

コミュニティセンター･･･地域住民に自主的な活動の場を提供し、連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会をつくるための施設。

いせはら市民活動サポートセンター･･･市民が自主的かつ自立的に営利を目的とせずに行う、地域社会に貢献する公益性のある活動を支援する施設。

児童館･･･青少年の健全育成、生活指導等に寄与する目的をもって地域青少年活動の場を供し、もって社会福祉の増進を図る施設。

対応するSDGs

3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
11 住み続けられるまちづくりを

4　指針の推進体制

(1)社会教育委員による点検評価

市は、学識経験者や社会教育関係団体代表者、市民からなる「社会教育委員会議」に、社会教育関係事業（公民館講座や各種イベント等）の事業施策進捗状況を報告します。それぞれの立場から必要に応じ答申、建議、意見具申等を聴収し、社会教育関係事業施策に反映させます。

(2)教育委員会点検評価

教育振興基本計画の点検評価の対象となる主な取組について、各取組を所管する所属、教育委員、学識経験者の順番に点検評価を行います。

その結果を報告書としてまとめ、公表するとともに、点検評価で得られた課題等を踏まえ、次年度以降の取組に反映させます。

本指針では、上記２つの点検評価を基に、学習の成果を適切に評価し、社会全体で活用し、次のステップに繋げる「学びと活動の循環による生涯学習社会の構築」に取り組むため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

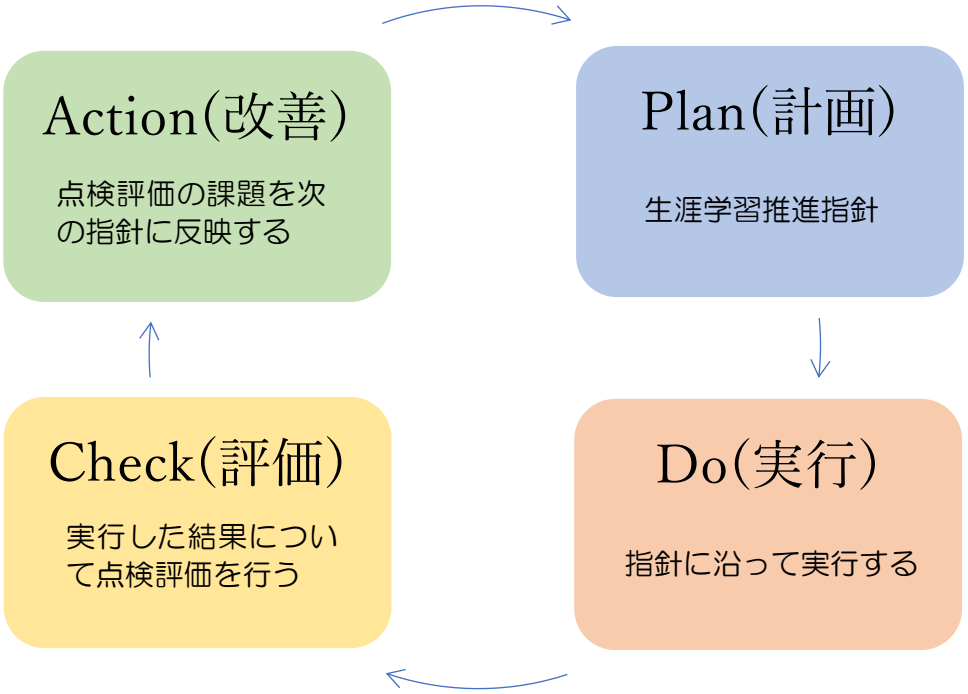

5　指針策定の経過

令和３年 11 月	「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」諮問	教育委員会議
令和３年 11 月	指針改定の基本的作業の確認	社会教育委員会議
令和４年３月	諮問内容の確認	社会教育委員会議
令和４年５月	指針素案の検討	社会教育委員会議
令和４年９月	指針素案の検討	社会教育委員会議
令和５年１月	関係各課の意見聴取	教育総務課文化財担当、図書館・子ども科学館等
令和５年１月	指針素案の検討	社会教育委員会議
令和５年３月	答申内容の確認	社会教育委員会議
令和５年３月	「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」答申	教育委員会議
令和５年４月以降	市民への周知	

第２次伊勢原市生涯学習推進指針

伊勢原市教育委員会社会教育課